

### (3) 子どもに対する安全活動編

#### 子どもに対する安全活動の方法

- 声かけやあいさつ運動
- 登下校時の見守り活動
- 子どものたまり場見まわり活動
- 「こども110番のいえ」活動<sup>\*</sup>への協力
- 事業者による見守り活動、セーフティステーション活動<sup>\*\*</sup>
- 学校、警察及び関係機関との連携
- 学校と連携して、地域安全マップ作成への協力



さめうらポリス

#### 子どもに対する安全活動の着眼点

- 子どもに対する声かけは行われているか。  
「通学路を帰りましょう」  
「知らない人にはついていかない」  
「早く家に帰りましょう」 など
- 子どもの登下校時間、通学路の把握はできているか。
- 公園、空き家など、夜間にたむろすることで子どもたちが犯罪に巻き込まれるおそれの高い場所はないか。(子どもが喫煙、飲酒していたり、注意しても夜間、帰宅しない場合は、警察などに通報してください。)

### (4) 旅行者に対する安全活動編

#### 旅行者に対する安全活動の方法

- 観光施設等を通じた旅行者への犯罪・事故・災害などの情報提供

### (5) 自主防災組織との連携活動編

#### 自主防災組織と連携した活動の方法

- 自主防災組織との共同パトロールによる危険箇所の点検
- 自主防災組織との情報交換



三里交番タウンポリス

※子どもを犯罪の被害から守るため、事業所・民家などを子どもの緊急避難先として警察署長が指定し、避難してきた子どもの保護と警察などへの連絡を行う活動。

※子ども、高齢者、女性が避難してきた場合の保護などを目的として、コンビニなどが行う地域の安全拠点としての活動。